

CONTENTS

第1特集 新しい時代の社会教育

- 8 社会教育法等の改正に思う ▶ 菊川律子
- 解説 10 社会教育三法の改正 ▶ 生涯学習政策局社会教育課
- 座談会 16 社会教育法、図書館法、博物館法の改正の意義および
今後の社会教育行政の課題
▶ (出席者) 糸賀雅児 / 鈴木真理 / 土江博昭 / 水嶋英治 / (司会) 栗原祐司
- 26 学校支援地域本部の取組
- 28 放課後子どもプラン
- 30 図書館法改正を踏まえた今後の課題と動向
- 32 博物館法改正を踏まえた今後の課題と動向

第2特集 能楽を伝える・育てる・広める 国立能楽堂25周年

- 57 特別インタビュー 宝生 閑さんに聞く
- 49 伝統芸能の公開
- 52 伝統芸能伝承者の養成
- 55 調査研究と資料収集および活用
- 60 開場25周年記念公演

Color

- 1 学びのある風景 信州大学「わたしもサイエンティスト!」サイエンス・ラボ in 上高地
- 4 鑑賞席 彫金の伝統を現代に生かす
(東京国立近代美術館工芸館)
- 表2 動物の赤ちゃん ファンボルトペンギン
- 表3 温故知新 若桜鉄道

- 40 リポート 第9回 全国ユースフォーラム
- 72 リポート 「文部科学省 情報ひろば」
海の日特別開館デー

- 6 トピックス 文部科学省の窓
- 34 県議のアスリートたち 吉原知子 (バレーボール)
- 36 わがまちの教育遺産 橋本左内先生に学ぶ
- 37 インフォメーション
「登録の日」「近代化遺産の日」と一斉公開事業
- 38 まちが人を育てる 佐賀市教育委員会
- 42 自然に学び、仲間と笑う 国立山口徳地青少年自然の家

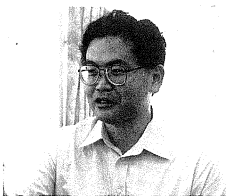
- 44 本当はおもしろい! 科学技術
スーパーサイエンスハイスクール
- 46 フロンティア 先端技術開発
地球の未来のための環境科学技術
- 62 進む大学教育改革
松本大学松商短期大学部 / 首都大学東京
- 64 国立美術館・博物館研究員は語る
東京国立博物館 / 奈良国立博物館
- 66 学校を支える地域の力 新潟県見附市教育委員会
- 68 地域とともに歩む社会教育施設 広島県立図書館
- 70 おしえて! サイエンス
デジタル化で色褪せぬ文化財
- 74 数の宝石箱
ビジネスの現場で用いられる代表的な数学的手法
- 76 列島フォーカス・都道府県最前線
- 77 やってみよう! スポーツ・レクリエーション ネイチャーゲーム
- 78 海外最新教育情報
- 80 海外最新科学技術情報
- 82 文部科学省 MEXT 発
- 84 編集後記

イラスト / 須田博行

新しい時代の社会教育

社会教育法・図書館法・博物館法の改正

〈司会〉栗原祐司
文部科学省生涯学習政策局
社会教育課企画官



しかし、実際には生涯学習振興法はまったく手つかずでしなし、図書館法、博物館法も、抜本的な改正はなされなかったのではないかと思います。

このことは、全体の新しい方向性が示されなかった、あるいはこれまでの歴史的な経緯等の整合性が意識されなかったためだと私は理解しています。例えば、「新しい公共」というような概念が登場し、定着してきているのですから、それに沿って、社会教育法だけでなく他の法律も検討し直す機会があったかもしれないのですが、状況が整っていなかったのだらうと思います。そういう意味では、改正したことの積極的な意義はそれほど見受けられないのですが、今までの枠が維持されたという意味では非常に好感を持っています。

というのは、私は図書館や博物館が独自の世界を作ろうとしているという感覚を持っていたからです。つまり、社会教育法第九条で図書館と博物館は社会教育の機関だということになっていますが、教育行政や社会教育行政以外のところに図書館や博物館が一つの大きな世界を作ろうとしていたのではないかと思っていたのです。公民館にしても、地域の活性化という観点からは、他の行政との兼ね合いや融合を考えると、筋だっているわけですが、まずはいずれも教育の機関であるとして押さえたという意味で、好感を持ったところでは。

水嶋 博物館、図書館が、社会教育を離れて個別独特な世界をつくってきたということでしょう。



座談会 社会教育法、図書館法、博物館法の改正の意義 および今後の社会教育行政の課題

うか。

鈴木 そういうことではなくて、協力者会議での議論の中でも、博物館を社会教育施設に限定しないで、文化施設も含めたより幅広い概念にしようという考えがあったと思います。例えば、韓国では、監督官庁が教育部ではなく、文化観光スポーツ部になっていますが、そこまでの議論にはならなかった。

水嶋 博物館が多様化し、首長部局所管のものも増えているのは事実ですが、社会教育施設であること否定はしていませんし、そうあつてはならないと思います。

糸賀 今回の法改正に対する率直な感想としては、鈴木先生の発言とも多少重なるのですが、改正教育基本法がそれほど前面に出てこなかったのではないかと受け止めています。その典型は、改正教育基本法第三条で生涯学習の理念がうたわれましたが、今回の法改正では、結局、「生涯学習」という言葉は社会教育法の第三条第二項に入っただけで、図書館法、博物館法には「生涯学習」という言葉は入らなかった点です。それから、同じ改正教育基本法第一〇条に家庭教育が規定されたのを受けて、三法で家庭教育に関する規定が追加されたのですが、よく考えてみると、すでに平成一三年の社会教育法改正のときに「家庭教育の向上に資する」という文言は盛り込まれています。したがって、もともと図書館法、博物館法は社会教育法の精

糸賀雅児 慶應義塾大学教授
鈴木眞理 青山学院大学教授
土江博昭 雲南市教育長
水嶋英治 常盤大学教授
司会／栗原祐司

文部科学省生涯学習政策局社会教育課企画官

栗原 本日は、去る六月一日に成立した社会教育法等の一部改正に関して、中央教育審議会や協力者会議等での審議にご協力いただいた四人の先生にお集まりいただきました。まずは、今回の法改正に対してご感想をお聞かせいただけますでしょうか。

鈴木 法改正に至る中教審等での議論の過程を見てみると、関係者の方々の間でかなり過剰な反応といえますが、大きな改正がなされるのではないかと期待があったように思います。

神に基づくとされているわけですから、今回の改正は当然予想された範囲内と言えます。その他には、「学習成果の活用」という大変わかりにくい表現の条文が三法に入っただけでしうか。

図書館法から見ると、むしろ教育基本法と直接には関わらない箇所での実質的な改正がなされた点と見ています。図書館法は昭和五年の制定以来、新しい条文が書き込まれるということとはなかったため、今回は図書館法の歴史の中でも大きな改正だったと言えます。特に研修、自己評価、図書館の運営の状況に関する情報提供等の規定が新設されたことは、画期的な改正です。国会審議の過程で、図書館に関して党派を超えた議員からたくさん質問が出て、大臣や局長がいてねいに答弁していただいたことは、今後の図書館振興にとって極めて大きな意味を持つと思います。これだけ時間をかけて図書館について国会議員と政府の方がやりとりをしたのは、たぶん図書館法制定のとき以来ではないでしょうか。

一方で、三法が一括改正され、横並びという性格をもつものの、社会教育主事と司書と学芸員の違いが際立ってきたのではないかと気がしています。社会教育法が昭和二十四年、図書館法が昭和二十五年、博物館法が昭和二十六年の制定で、いつてみれば三法は「社会教育三兄弟」です。年子の三兄弟です。今回、中教審答申の中でも、社会教育主事についてコーディネーターという表現を使っていますが、司書や学芸員にもコーディネーターという役割の部分もあり

新しい時代の社会教育

社会教育法・図書館法・博物館法の改正

糸賀雅児氏

慶應義塾大学教授。
専門は図書館情報学。
中央教育審議会生涯学習分科会委員。
これからの図書館の在り方検討協力
者会議副議長。



ます。とはいえ、司書や学芸員は、それ以上に知識や主題分野でのプロフェッションという意味合いが強いのですが、社会教育主事では、主観専門性や専門分野はあまり話としては出てきません。例えば、学校教育と社会教育、学社融合の中でのコーディネーター役とか、地域のさまざまな生涯学習施設相互を結びつける節目にいるのが社会教育主事だと言われ方をすることが多いので、そのあたりは位置づけの違いが浮き彫りになってきたように感じます。

それと今回の法改正の中で、社会教育主事は学校長の求めに応じて助言ができるという規定（社会教育法第九条の三第二項）が新設されましたが、司書や学芸員にはそういう規定はないわけです。社会教育主事は三兄弟の中でも長兄としていろいろな意味で優位にある。それに対して司書のほうは、どちらかというと女性職員が多いし、学芸員はまだ男性が多いということもあって、同じ三兄弟でも司書と学芸員は二卵性双生児の兄弟分なのです。今回の法改正で象徴的な例は、「電磁的記録」を図書館資料や博物館資料に書いたけれども、社会教育法には「電磁的記録」という表現は一切出てこない。出ようがないのです。私は独自の世界とまでは言いませんが、明らかに性格が違うことを示しているように思います。

さらに言えば、司書や学芸員の世界では、国際基準から基本的には大学院で養成するのが一般的です。いずれはそういう方向に日本もシフトしていかなければ国際的に太刀打ちできるようなライブラリアンやキュレーターが育たな

い。一方、残念ながらそういう話が、社会教育主事のほうからはあまり聞かれない。そういう意味では、社会教育に軸足を残しつつも、それが施設の特徴や専門的職員としての特性に合わせて、養成の仕方や研修の仕方、そして資格の在り方についても、独自の道を歩み出す一つのきっかけになるのかなと感じています。

このように社会教育三兄弟は、それぞれ多少温度差がある。それだけに、今、教育委員会そのものの存在や体質が問われている中で、社会教育、さらに図書館、博物館というのは、学校教育を中心とする教育委員会の中でどちらかと言うと隅に追いやられており、そこから抜け出る自由さみたいなものも、ひょっとしたら考えていくきっかけになるのかなと感じています。

鈴木 司書と学芸員と社会教育主事を同等に比べるのは、施設の職員と教育機関事務局に置かれる職員としての違いがあるので、ちょっと違うかもしれませんね。

糸賀 少なくとも三つの法律の中で規定されている職員であって、それぞれ大学や講習で資格が取れるようになってきている点では共通しています。

水嶋 私からは博物館法の改正に関して、意見を申し述べます。博物館法が改正されたのはおよそ半世紀ぶりなので、この点については評価できます。法改正作業の過程で、博物館のあるべき姿について国民的な議論ができた部分もある

学校現場や地域住民、保護者等にまだまだ十分理解されていなかったという面があったと思いますが、今回の法改正で、かなり進んでいくのではないかと受けています。社会教育関係者の中には、いよいよ社会教育の出番といいますが、追い風だという感じ方もあるかと思いますが、追いつき、私自身はより質の高い社会教育行政が求められる時期に来たと受けとめています。

今回の法改正では、教育基本法第三条の生涯学習の理念、第一〇条の家庭教育、第一二条の社会教育の個人の要望と社会の要請、特に第一三条の学校、家庭、地域住民の連携・協力がしっかりととらえられているのではないかとこの感想を持っています。

具体的には、改正社会教育法第三条第二項で、社会教育が生涯学習の振興に寄与することがはつきりしたわねたということには意義のあることですし、学校教育との連携確保とあいまって、一層自信を持って社会教育を振興できるかなと感じています。

これまで教育基本法改正に関してさまざまな議論がなされましたが、どうしても学校教育に集中していたように思います。学校力や教師力の向上は重要ですが、それを支える家庭の教育力、地域の教育力が、どれだけ議論されてきたのか。社会教育の視点からの教育改革の議論がもっとあったらよかったと思っています。そのような中で、今回、学校教育を支援するということが明確にされたことは非常に大きいと思いますし、中教審の「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策」の答申の中でも、学校教育と

りますが、バブリックコメントの中身を見ると、やはり関係者が圧倒的に多かった。そういう意味では、まだまだ国民的議論になっていない。

国会審議では、博物館に関する審議は、非常に少なかった。図書館と比べると必要はないのかもしれませんが、まだまだ博物館の社会的な位置づけといえますが、政治家の認識が低いと感じています。

正直に申し上げれば、今回法改正はしたものの、九割方は積み残しではないかと思っています。鈴木先生がおっしゃった本質的な改革には到底なっていない。ある程度方向性は見えていて、協力者会議では課題もあぶり出したのですが、その理想像があまりにも高過ぎた。法制的なハードルも非常に高く、今回は改正できない部分が多かったわけです。文部科学省では、今後法改正に向けた努力を継続してやってもらわれないと、関係者の拍子抜け感はぬぐい切れな

と思います。

特に、大きな問題は登録制度だと思います。登録制度については必要ないという意見と、時代に即していないの時代に合わせるべきだという意見、登録制度よりも評価制度をきちんとすべきであるという意見等、いろいろ出てきて、登録博物館の位置づけについて結論が先送りになっていきます。また、指定管理者制度や地方独立行政法人制度等が出てきた中で、現実との乖離をどうクリアにするか。この辺の議論をもう少し固としても考えなければいけない。検討作業の中では、第三者機関を設置するという

の目標の共有化がはつきり言われています。このように、「学校支援」「学校、家庭、地域住民等の相互連携」を推進するために、教育委員会の事務として第五条の一三項、一五項が新設されたことは、今、私どもが取り組んでいる「放課後子どもプラン」「学校支援地域本部事業」などが、しっかりと背景の下に推進できることは、極めて意義あることだと思います。

放課後子どもプランは子どもを介して大人が育つといいますが、地域の教育力を高めています。また、今年度から学校支援地域本部を立ち上げ、すべての小中学校二校に三〇名の地域コーディネーターを配置するとともに、教育委員会の職員七名、計三七名が学校に入っているのですが、こういってことがしっかりと裏づけされて、我々も自信を持ってこうしたことができるのかなと思っています。

糸賀先生からの話にもあったように、学社融合の推進役としての社会教育主事が校長の求めに応じて助言できるという条文が入ったのは、すごいことだと思います。社会教育主事自身にとっても士気が上がると思いますが、自信を持って職務につけると思っています。

博物館法、図書館法については、職員の研修がきちんと国あるいは都道府県の教育委員会の努力義務とされたということで、社会教育主事同様、人を相手にする専門職員として資質の向上を図る上で重要なことだと感じました。

栗原 今回の法改正を受けて、今後、省令や告示の改正、必要な予算措置等を講じることによ

新しい時代の社会教育

社会教育法・図書館法・博物館法の改正



鈴木眞理氏

青山学院大学教授。
専門は社会教育学、生涯学習論。
中央教育審議会制度問題小委員会委員。



って施策の充実を図っていかねばなりません。もう少し先を見据えた上での課題という点でご意見をお願いします。

鈴木 一つは、改正教育基本法によって、社会教育施設という概念ができるようになったわけですが、社会教育施設とは何か、その構成要件は何だということなどは書かれていません。そこが私は残念だと思うのです。中教審の制度問題小委員会でも発言しましたが、社会教育施設の通則みたいなものがあつたていいだろうと思つていただけです。土江先生が、人を相手にする仕事だとおっしゃられました。社会教育では、人を相手にするという専門性、教育に携わる専門性が重要だと思つています。物についての専門性とは違うわけです。図書館資料や博物館資料はもつと広くて、動物を相手にする人から、物を相手にする人までいろいろあります。今回の法改正では、学習の成果の活用に関して新しい条文が三法全部に入り、同じく、評価と情報公開の同じ条文が三法に追加されました。そうなる、今後、基本的な共通部分が欠けている社会教育施設の通則をきちんと考えることが必要になつてくるのではないかと思います。一方で、そう言つても、違うということももちろんと押さえておかねばいけません。例えば、評価は、公民館、図書館、博物館が同じというわけにいかない。施設によつて違うので、同じ社会教育施設の「評価」といっても、横並びとならないようにしておかないといけないのだらうと思つています。

た。今回、学校支援地域本部事業に対しても三〇名の地域コーディネーターの学校配置は、すんなり学校側は受け入れてくれました。学校でのコーディネーターは、社会教育を推進していくために非常に大きいと思います。そのため、社会教育主事が、事務局ではなくて学校へ配置できないかと思つています。

もう一つは、県教委の中にある学校教育の指導主事は、学校現場で認識されているのですが、社会教育主事の職務や存在すらわかつていない先生方が実際にいるのです。そういう意味では、指導主事に任用するときに、社会教育主事あるいは社会教育の豊かな経験者を任用することを一つの要件にしたり、あるいは新しく始まる主幹教諭などは社会教育主事の経験者を登用することなども一つの方法だと思つています。

糸賀 今の話と関連づけて言うと、もともと学校には学校図書館が必ずあります。そこに例えば自治体採用で学校司書を配置したり、学校図書館法の中で、一二学級以上のところには司書教諭が配置されることになっているので、そういう人々と連携したりすることで社会教育と学校教育の連携が実際に進んでいる地域があります。そう考えると、社会教育法第九の三第二項に、社会教育主事は、例えば司書や学芸員と連携をとりながら、あるいは、ほかの社会教育施設と連携をとりながら必要な助言を行うことができる」と規定しても良かったのではないのでしょうか。実際はそう運用されるのかもしませんが、地域の中では、社会教育主事は教育委

それから、社会教育法第一三条の見直しで、社会教育委員の会議以外の合議制の会議でもいいということになりましたが、逆にこの条文があるから社会教育委員が置かれていたということもないわけではないと思つています。基本的な枠組みとして、社会教育法が制定された当初は住民の参加をかなり考えていて、その枠の中で社会教育委員の制度があり、公運審（公民館運営審議会）の必置規定があり、青年学級振興法の中での申請・開設の道があつたと思つています。それがポロポロと消えていって、当初の考え方をなし崩し的にバランス悪いものにしていくような気もするのです。そこを改めて検討しなければいけないだらうと思つています。

もう一つ、学校への助言ですが、社会教育主事や社会教育の重要性を、学校教育畑の人たちにもきちんと理解してもらうような方策が必要です。社会教育がときが学校の校長に何言うかという発想が残つていては意味がないのです。社会教育の領域だけではなく、教育職員免許法の改正など他の領域も含めて教育全体で考えていかないといいけないと思ついました。

水嶋 教員に対して図書館や博物館の利用を促すというのは、私も大賛成で、ぜひやってもらいたいと思つています。ただ、さき鈴木先生がおっしゃったように、現場の負担感が大きいということが問題です。時間割が過密で、博物館に行くにしても、例えば青森県は科学博物館が日本海側にはないので、訪問するのも一日仕事なのです。総合的な学習の時間はいい制度です

員会に置かれている一方で、司書や学芸員は出先という意識がすごく強く、その連携は必ずしもうまくいっていないような気がします。

鈴木 出先ではなくて、第一線では。

糸賀 いや、実際のところは出先という意識がものすごく強い。しかし、学校と図書館を通じた社会教育の連携はやりやすいはず。放課後子どもプランなどは、地域の図書館もうまく活用した上でやっていくべきでしょう。南九州や沖縄では、学校帰りに公共図書館に行つて勉強していることになっていて、公共図書館の入口に大きなランドセル置き場が用意されています。子どもたちはランドセルをそこに放り込んで、公共図書館で上級生から下級生みんな一緒に勉強する光景が見られます。あとは子どもたちの通学上の安全・安心が確保されれば、そういうことはもう少し広がるだろうと思つています。そのときに学校に学校司書がいて、地域の公共図書館に司書がいて、その連携について、司書会などで定期的に顔を合わせる機会が重要です。そういうつながりがあるから、連携もスムーズにいく。総合的な学習の時間での調べ学習も、学校図書館だけでは資料が少ないですから、公共図書館に行つていろいろ調べて勉強していくこともできる。今後の課題としては、具体的なレベルでのモデルをもう少し増やして、今回の法改正が実質化できるような仕掛けをつくっていく必要があります。

今後積み残した課題という意味では、司書や

が、今回時間数を減らすのは困りますね。

鈴木 教職課程の中で、きちんと社会教育論などをやってもらいたい。大学生の中にはPTAがわかつていない人だつていてるわけですから。糸賀 それは確かに必要です。学習指導要領の中に、図書館の活用や読書の推進という事項が入つてきているのだから、それを教職課程の中できちんと教えて、学校教育の中で図書館や博物館や社会教育施設も使いながら、子どもたちに幅広い教育が受けられるようにするということは、ぜひ盛り込んでいただきたいと思つています。

土江 教職員の研修そのものも非常に少ない。今回の教育職員免許法改正に伴い、免許更新の研修の中に社会教育あるいは生涯学習に関する研修をきちんと取り上げるべきではないかというところで、実際に国の機関でもプログラムが組まれるようなことになりましたし、市町村あるいは県教委あたりで、大学などと連携してやっていくことがいいかなと思つています。

社会教育主事の配置は、教育委員会の事務局に限定されているわけですが、学校の中に入ることも重要だと思つています。雲南市では、社会教育主事の配置ではありませんが、学社融合の推進、学校の社会教育に対する意識を高めるために、教育委員会の職員を二年間、教育支援コーディネーターとして七つのすべての中学校に配置したら、随分違つてきたのです。中学校の先生方の九割近くがこの制度の継続を希望しまし

学芸員の大学院での教育を視野に入れたキャリアパスの明確化があります。平成八年の生涯学習審議会の報告で、高度な専門性を有する職員に対する名称付与について提言されましたが、法律で新しい資格を設けるのはちょっと難しいと思つています。これは民間団体、日本図書館協会なり、日本博物館協会なりを中心にして、大学院で学んだ人をきちんと認定ないし評価をする仕組みをつくっていくべきで、学部レベルだけでは完成された司書にはなりません。特に司書の場合、短大卒でも資格が取れますし、高卒から司書補を経て司書という道もありますので。

継続的・体系的な研修については、私ども慶應でも始めてから五年たちますが、夜間あるいは土曜日に授業をやるような大学院で学んでいる司書が五〇人を超えて修士の学位を取得するようになっています。こういう人々をきちんと社会教育の分野の中で評価する仕組みを今後考えていかなければいけないだらうと思つています。

最後に、司書は本のことだけわかつていて、それを人間がどう使つたり、いろいろな職業、いろいろな年代の人たちがそれをどう活用したりして、自分たちの生活を豊かにすることに役立てているかということに関心がないわけではありません。一番必要なのは資料に対する関心よりも、人間に対する関心です。これはどの司書課程の先生もよく言っていることであつて、本好きの人だけに司書にならているのは困る。むしろ人が本を読み、あるいは調べものをして、それぞれの生活を豊かにするのであつて、まして

新しい時代の社会教育

社会教育法・図書館法・博物館法の改正



Hiroaki TSUCHIE

土江博昭氏

鳥取県雲南市教育委員会教育長。
社会教育と学校教育の連携・融合に
尽力。
中央教育審議会生涯学習分科会委員。



コンピュータが好きだから、コンピュータがいろいろあるから、図書館を学ぶというのは困るわけですね。コンピュータにしても、本にしても、それを使うのは人間であって、生涯にわたって新しい情報を利用していく。それが職業上、あるいは自分の趣味の生活の上でも結構ですが、いろいろな人間活動の側面でも役立つ。そのための専門的職員という意識はありますので、図書館資料だけの専門家ということではありません。

そういう意味では、確かに共通点はあるのですが、一方でいろいろな主題分野があつて、その知識が求められます。でも、地域に暮らす人たちがそれを活用して、地域の中で活躍できるように、その人たちの支援していくのだという意識は共通しているはずですね。

水嶋 学芸員についても、今後の課題はいろいろありますが、先ほど言いました登録制度とか、学芸員の養成課題に加えて大きく三つあります。

一つは、評価制度を現場レベルでどのように位置づけるか。これはすごく難しいのですが、共通基準と特定基準に分けて、共通基準のところは大胆に社会教育施設全般についての理解を深める意味でも、図書館、博物館、公民館、あるいは文化ホールや文化会館が社会にどのくらい位置づけられているか、存在意義を測定できるような共通項目を作つて、それをお互いに共有し合うようなことを考えていったらいいのではないのでしょうか。これは新しい課題だと思います。

す。こうした学校教育と社会教育の目標の共有化を図っていく極めて重要な施設が、国あるいは地方公共団体の役割としてきちんと存続できるような位置づけができないものかと考えています。

栗原 最後に、文部科学省に注文することがございましたら、お願いします。

鈴木 一つは、司書および学芸員の養成について、これから大学等のカリキュラムの見直しが行われると聞いています。学芸員について言えば、大きく言えば三つのルートがあるわけですが、それをどのように整合性を保ち、水準を同じようにしていくのか。それらをきちんと見直さないといけない。

それから、社会教育主事や司書、学芸員との共通科目に「生涯学習概論」がありますが、そういう科目を落とさないようにする必要があります。専門家の中にはそんなものは要らないと言う人もいますが、確かに、学生の段階で「生涯学習概論」や「社会教育論」をやつてもよくわからないので、OJT的に、現職研修できちんとやれということならば話はわかりますが、なくせというのは乱暴すぎる。社会教育、生涯学習についての理解は、教育の基礎を考える段階でやつたほうがいい。それは私が一番初めに申し上げた図書館、博物館も社会教育の中で考えていくようなことが必要だということと結びつきます。それを具体的養育の問題を考える中で、ぜひお願いしたいと思っています。

ます。アカウンタビリティが求められていますし、博物館、図書館側からどのように社会にアピールするかということも大事だと思います。

二つ目に、入館料の問題があります。図書館は無料が原則なので糸賀先生が言われたような例があるわけですが、博物館はお金をとっている館も多いので、そういうことはできないのです。そういう意味では、国立博物館の入館料は、率先して無料にするべきだと思いますが、一方で独立行政法人化で稼げ、稼げということも言われているので、そのバランスをどう考えるか。

最後に、三つ目の課題としては、現場レベルでは倫理規定を制定することがすごく大事ですが、もう少し広く言うと、社会全体で公共の概念をどのように育てるかということだと思います。日本では公共概念がまだ育っていないので、先日発覚したフライングの世界遺産の落書きもあるし、物を大事にしない。物を大事に使うというところは、命まで大事にすることなのです。子どもたちのいじめ問題が問題になっていますが、物も大事にしない精神が、人の傷みもわからない子どもを生み出しています。博物館でいうと、物を見て人を見ず、です。人に対するサービス業という位置づけをして、専門家としては倫理面、職業行動規範を確立して、お互いに守っていくシステムをつくっていくかなければいけないのではないかと思います。

土江 社会教育施設に関連して、社会教育法第三条の中で、国および地方公共団体の任務がある。

二つ目は、評価について、社会教育の領域では、一般の行政と同じようにされたいということですね。つまり、継続性を自明のものとしてから、評価を考えたほうがいいと思います。公民館運営審議会は、一回一回のことについて議論するだけということではなくて、次をどうしようかということを考えていくためにあるわけですね。図書館だって同じことです。継続性が前提です。博物館もまったくそうです。いつやめるかという問題はあってもいいかもしれませんが、地球が消滅するまで継続するということが前提になっているわけですね。その前提の上で、評価という問題を積極的に理論構築して訴えていく必要があるのではないのでしょうか。

三番目に、首長をはじめ一般行政の首長部長の人たちなどにも、社会教育についてきちんと理解をしてもらう必要があります。社会教育は、自分のところだけで完結する話ではないので、周辺への理解をきちんと求めることが必要です。

最後にもう一つ、自分のところへ返ってくるわけですが、今回の法改正で社会教育法第五条の市町村教育委員会の事務のところにまたいくつか加わったわけですね。施策については、「個別の事例を加えていって、こういうような方向へ伸ばしていく」ということでいくのか、それとも教育委員会が独自にやっていくという考え方もあるわけですね。また、そもそも第五条のようには市町村教育委員会の事務を法律でずらつと書くだけではなく、個別の施策で学校支援地域本部などをやっていくような方式にやり方が移

ります。特に青少年教育の充実と青少年教育施設的重要性について、今後議論していただきたいと思っています。

改訂学習指導要領の中でも、「生きる力」が継続してこれから求められるという中で、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てる中で、思考力や表現力、判断力などの力は、学校だけでは十分身につかない。体験活動が重要だと思っています。このことは、平成一三年の社会教育法改正や、学校教育法の一部改正の中でもきちんと指摘されているわけですが、今回、さらに学校教育と社会教育の共通の目標として「生きる力」を育てるのだということがはつきりしたわけですね。

こういう中で、ではそれをどこで育てていくのかといったときに、組織的、継続的に進めていく場所や指導者、カリキュラム、プログラムが重要で、それが現在、国立や公立の青少年教育施設に教育資源として蓄積されているのではないかと。残念ながら、今、国あるいは地方公共団体のいわゆる行財政改革の中で、施設の統廃合や指定管理者制度の導入等によって、こういう施設が教育的な機関として十分認知されていないのではないかと。これを危惧しています。青少年教育施設は、まさに社会の要請に応えるこれらの社会教育の中心的な役割も果たす施設ではないかと思っています。

自然体験は当然のことですが、現に二つ問題やいじめの問題、不登校の防止対応、さらにはキャリア教育の推進など、さまざまなプログラムを学校教育と連携しながらやっているのにつけてきているのかもしれない。それは、冒頭申し上げたように、社会教育の体系的な整合性をどう考えるかということが考えられていないかならなかなかもしれないと思ったりしています。

糸賀 土江先生がたびたび繰り返された社会教育法第三条の国及び地方公共団体の任務の中に「生涯学習」という言葉が入りましたが、前評判が随分高かった割には「生涯学習」があまり三法の中に入つてこなかった。ただ、第三条の書き方は、かなり微妙な言い回しになっていると私は思っています。条文の最後は、「生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする」という表現になっていて、ずいぶんおとなしい。その直前の第一項の「努めなければならぬ」と比べると、だいぶ違う。「寄与することとなる」というのは、結果を意味しています。結果的にこうなるように努めるのであつて、控え目だと思っています。

社会教育主事がコーディネーターとしていろいろと調整をするのに対し、司書は情報要求や資料要求などの学習要求に対して応えるという、やや受動的な性格が強い。自らがいろいろと働きかけて調整することに限っては、もともと司書は消極的です。だから、首長部局や学校の関係者に対して働きかけていかないと、図書館が理解されないという危機意識は間違いないとあります。図書館はこういうことをやるのですというアピールはするけれども、一人一人の学習に関して司書が直接何か働きかけるということ、やや抑えてしまうようなところがある

新しい時代の社会教育

社会教育法・図書館法・博物館法の改正



Eiichi MIZUSHIMA

水嶋英治氏

常盤大学大学院コミュニティ振興学
研究科研究科長・教授。
専門は博物館学、文化財保存学。
中央教育審議会生涯学習分科会委員。
これからの博物館の在り方に関する
検討協力者会議副主査。



ように思います。

それから、今日まだ出ていない話で、社会教育法第五条第一六号に「社会教育に関する情報の収集・整理及び提供に関すること」という規定が新設されました。これは教育委員会の事務ですが、「情報の収集、整理及び提供」は教育委員会事務局だけでできるのでしょうか。むしろ、図書館の司書が「整理及び提供」するのではないかと。削除された旧第一三号では、「一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること」しかなかったのに、今度は「収集、整理及び提供」です。改正教育基本法の中にも「情報の提供」があっても、「収集、整理」はなかったのです。この辺はむしろ図書館と教育委員会事務局、社会教育主事が連携して、首長部局や学校関係者、自治体の外の人に対して、うちの社会教育でこんなことをやっている、あるいはほかの自治体でこういう取り組みがあるというのを自治体の内外に知らせていくことができる根拠法になると思います。

それから、たびたび評価の話が出ましたが、これはNPM（ニュー・パブリック・マネジメント）の流れの中で、すでに行政評価はいや応なく求められています。そのときに教育の領域、特に社会教育の領域で、アウトカムをどうやって示せるのかということが、ずっと課題として残っていました。社会教育のアウトカムは単年度では絶対測れないので、難しいわけです。何かをやったから、こういう成果が出たというの、地域社会全体にもう少し時間をかけて浸透していくもので、時間軸の長い評価とい

うことを考えなければいけない。

一方で、博物館の協力者会議も図書館の協力者会議も、今回の法改正を受けて、「望ましい基準」を見直していくことになりました。文科省告示の「望ましい基準」の中で、図書館、博物館共通でこういうことをやりましょうというのが書かれていく。その際、数量的評価でこれだけのものを地域に還元したのだというのか、短い時間軸で果たして表せるのかどうか。社会教育や生涯学習が持っている本来の豊かさや価値観が見失われて、目前の成果だけに評価が収斂してしまうことをおそれます。そのあたりは「望ましい基準」をそれぞれが作っていく中で十分配慮していかなければならないでしょう。

国の社会教育行政への注文ですが、今回、図書館法第七条に、研修の努力義務が規定されましたが、この実質化をぜひ国でも考えていただきたいと思います。つまり、法律はできたけれども、実質的に司書が研修を受けられないようでは困る。単純に旅費が確保できないとか、職員数が少ないために研修に送り出せないとか、それから、民間委託や指定管理者制度が進んでいる中で、公的な研修を受けられない職員も出てくると思われるので、実質的な研修が受けられるようにしないと、この条文は空文化化してしまうおそれがある。ぜひその指導をきちんとやっていただきたいと思います。

もう一つは、衆議院・参議院でかなりたくさんの方々が議論がなされました。図書館の設置や促進、有資格者の雇用確保などが、国会から宿題として課せられたわけですが、これを具現化

域の社会教育に還元するようなシステムを図っていくということに重点を置かないといけないと思います。

社会教育主事にしても、司書にしても、学芸員にしても、それぞれの専門分野で力を発揮して個々の施設に配置されているわけですが、その連携・融合という形から、「活用」や「新たな公共」という視点の中でネットワーク化を図っていくことが大切だと思います。

社会教育行政を推進する立場で今後どうやっていくか考えたときに、一つは、先ほど糸賀先生もおっしゃったように、教育振興基本計画が閣議決定されたことを非常に重く受けとめておりますし、それだけ期待もしています。社会全体で教育の向上に取り組むことが重要で、まさに家庭・学校・地域の連携ということで、具体的に学校支援ができる社会教育を一つ大きな柱にしていきたい。放課後子どもプランと学校支援地域本部。二つの施策は、おそらく文科省の大きな目玉だと思います。これは局を超えて文科省としてぜひとも継続性のあるものにしていただきたいと思っています。

それから、社会教育法の一部改正があった今だからこそ、社会教育として青少年教育に力を入れていきたい。今の子どもたちの課題の大きさをいえば、青少年教育に重点を置くべきではないかと思っています。そのキーワードは、教育基本法第三条の理念に基づいて、「子どもを介して大人が学んでいくこと」とか、「新たな公共」ということもそうでしょうし、「社会の要請に応える」とか、そういうキーワードで

していくということも期待したいところです。

特に「指定管理者制度の導入による弊害」という言葉があるわけですが、私は議員の方々に「指定管理者制度の導入による弊害」というのは具体的に何を指すのかうかがいたいと思っています。図書館サービスのどこに問題が起きて、どういう弊害が利用者に対して起きているからなのか。それとも非正規雇用を大量に生み出し、その人たちとの閉塞感を生み出し、社会全体として格差を生じたりしているという問題を言っているのか、見極めなければいけません。そして、それが附帯決議された以上、国としてもその配慮は当然せざるを得ないわけですから、指摘の内幕を見極めた上で適切な指導を期待します。

最後に、教育振興基本計画が七月一日に閣議決定されました。これは改正教育基本法の一つの目玉だったわけなので、これも具体的な実現をぜひ期待したいと思っています。この中で、社会教育三兄弟の順番は、なかなか面白い。つまり、図書館、博物館、公民館の順番になっているのですが、これは別に何が悪いとか悪いとは思いません。ですが、教育振興基本計画がせっかくでき上がったわけですから、ぜひ国としてそれを実現させてください。

水嶋 私は、まず国の役割をもう一度見直してほしいと思います。私が感じるのは、国の規制強化や中央集権をあまりにもセーブするがために、自主規制を求めるスタンスが見え隠れしているように思います。私は別にガイドラインや

社会教育を進めていけたらと思います。そのために、学校教育と社会教育の目標の共有化が重要で、まずは青少年教育施設の社会教育関係者が目標を共有化して、その上に立って学校教育との共有化を図っていくことが大事ではないかと思っています。

不登校、ニート、引きこもり、いじめ等への対応が重要ですが、青少年教育の推進の中でも、特にキャリア教育の推進、あるいは職業教育の推進を、社会教育関係機関・団体と連携して、学校教育が果たす役割、社会教育が果たす役割を明確にしながら進めていきたいと考えています。

栗原 皆様方から大所高所の立場に立ったご意見、また、いろいろ課題をいただきました。文部科学省としては、今後それらを踏まえた施策を推進していきたいと思っております。どうもありがとうございます。

東京国立近代美術館

住所：東京都千代田区北の丸公園3-1

電話：03-5777-8600（ハローダイヤル）

URL: <http://www.momnat.go.jp/>

◇アクセス：東京メトロ東西線竹橋1b出口より徒歩3分

◇開館時間：10：00から17：00

金曜日は20：00まで

（入館は開館30分前まで）

◇休館日：月曜日（ただし祝日または振替休日）
に当たる場合は開館し、翌日休館）、年末年始および展示替期間（詳細はHPをご覧ください）

「かぼちやの花」

◆北脇昇（きたわき・のぼる 1901～1951年）筆

1934年（昭和9）◆油彩・キャンバス◆65.0cm×90.7cm

画面の前面を大きな4輪のかぼちやの花が占めている。花びらは反り返ったり丸まったりして、のたうつ緑の葉とともに、まるで不思議な生物のように見える。右手奥には人家の屋根が、かぼちやと細越しに小さく見える。北脇昇は京都に生まれ、鹿子木（きこぎ）三郎、津田青楓らに学んだ。1936年より独立美術協会などに出品した。この作品は、普通なら見過ごしてしまうような日常の片隅の光景を厚塗りの絵具で描く、という彼の初期作品の特徴をよく表している。この3年後、北脇は、当時フランスから日本にもたらされた美術思潮であるシュルレアリスムに傾倒し、大きく画風を変える。シュルレアリスムは、日常の中に非日常的・非合理的な世界への扉を見出すことを主眼とする。シュルレアリスムとの出会いに先立つこの作品も、よく見れば、かぼちやの花を手前に置いて巨大化することで異様な姿に変え、また人家を遠くに置いて小さくすることで花と人家の大小の関係を逆転させるなど、すでに日常の中にひそむ非日常を掘り起こす、という視点が明らかなのがおもしろい。（美術課長 蔵屋美香）

次号(10月号)予告

第1特集

教育振興基本計画

第2特集

大学等の「履修証明
制度」が創設されました

学びのある風景
シニアの好奇心
「弘前大学シニアカレッジ」
三内丸山遺跡

【お詫び】

本誌8月号第1特集「北京オリンピック、始まる」中、12～13ページに掲載された五輪卓球代表選手の写真につきまして、写真提供者の表示が欠けておりました。当写真は、株式会社卓球王国発行の雑誌「卓球王国」よりご提供いただいたものでした。関係者の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

編集後記

今号で紹介した「サイエンス・ラボ in 高地」は、女子中高生が対象でしたが実は参加者の中に一人だけ、小学生の男の子がいました。お母さんとお姉さんに連れられて、ただ単についてきただけだと思っていたのですが、いやいやなんのその。参加した中高生のお姉さんたちに負けず劣らずの知識で、観察にも興味津々。こんな小学生もいるのかと驚かされた取材となりました。この男の子、将来の科学界のスーパースターかも！

（梶）

「わがまちの教育遺産」（三六頁）で紹介した橋本左内。自らを律するために「啓発録」を著したのが弱冠一五歳のころ。驚きです。一五歳と言えば盗んだバイクで走り出す時期。さすが左内、二十年の生涯を激しく駆けた傑物は違うものですね。左内のような大人物から地元しか知らない遺産まで、「わがまちの教育遺産」は全国各地の教育遺産をご紹介します。地域の学びの源を見つめ直すきっかけを提供しています。皆様のお近くにも必ずある教育遺産、ぜひお気軽に編集部までご推薦を。

（松）

MEXT.61

月刊

文部科学時報

9月号 第1592号

平成20年9月10日印刷
平成20年9月10日発行

●著作権所有 文部科学省®
●発行所 株式会社 きょうせい
本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 03-5349-6666（営業部）
フリーコール 0120-953-431
URL <http://www.gyosei.co.jp>
●印刷所 きょうせいデジタル株式会社
本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価700円【本体667円】（〒92円）
年間購読料8,400円
ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
なお、購読のお申し込みは直接営業所またはもよりの書店にてお願いします。